

平成 25 年度海老名市介護保険運営協議会第 3 回会議 結果

日 時：平成 26 年 1 月 28 日（火）
午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
場 所：海老名市消防本部 会議室

出席委員 14 名/14 名

高橋会長、山川副会長、山名委員、久田委員、小賀坂委員、花田委員、
平本委員、樋口委員、橋本委員、内田委員、吉野委員、千葉委員、
西海委員、三田委員

事務局（海老名市保健福祉部） 7 名

窪田保健福祉部長、清田保健福祉部次長、小澤高齢介護課長、萩原高齢者支援
係長、内田主幹兼介護保険係長、山本主幹兼介護認定係長、室山

1. 開 会 （司会：小澤高齢介護課長）

2. 委嘱状交付（窪田保健福祉部長）

3. 自己紹介（久田委員）

4. あいさつ

（窪田保健福祉部長）

本日は、大変お忙しい中、介護保険運営協議会にご出席賜り、ありがとうございます。
また、日頃から、高齢者保健福祉行政にご理解と協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを支えるものとして、無くてはならない制度として
浸透しています。要介護認定者は毎年増加し、昨年 11 月末の要介護認定者は 3,495
人と、3 月末から 150 人の増となっています。

また、認定者の増加に伴い、介護給付費も増加しており、平成 26 年度の介護保険事
業特別会計の予算につきましては、現在編成中ではございますが、60 億円を超える規
模の見込みとなっております。

介護保険を含む社会保障制度全体の見直しがなされており、2 月の通常国会には、
介護保険法改正法案が提出されるとのことです。

市といたしましても、医療と介護の連携のもと、地域全体で高齢者を支援していく取り
組みについて、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画において反映させ、進め
ていきたいと考えております。

今後とも、高齢者が安心して暮らせる介護保険制度となるよう、介護基盤整備の推進
と健全な財政運営に努めてまいります。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(高橋会長)

時が経つのは少子高齢化と同様に早いもので、年が明けて早1か月となります。

さて、介護保険制度は、平成12年度に創設されて以来、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、多くの方に利用されております。

しかし、少子化・高齢化は進行の一途をたどり、介護だけではなく、医療・子育て・年金などの社会保障制度を今後も維持し、機能させていくことが大きな課題となっております。

4月からは、消費税率が5%から8%へ変更となり、市民・国民の負担は増加することになりますが、負担の増加だけではなく、制度の改革や適正な運用が何よりも必要となってまいります。

また、医療と介護が連携を深め、地域全体でのネットワークを形成していくことが、極めて重要なことであり、「介護保険」と「高齢者福祉」の観点を併せた、総合的な取り組みが必要となってまいります。

今後の、安定的に高齢者の生活を支えていくためにも、協議会として、このような視点からの議論が重要な役割を担っております。

委員のみなさま方におかれましては、さまざまな視点からのご意見をいただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

※窪田部長、清田次長退席。

5. 議 題(進行:高橋会長)

(1)要介護認定について (資料1により事務局説明)

- ・介護保険のサービスを利用するためには要介護認定が必要であり、その基準は全国一律に客観的に定められている。
- ・要介護度は、一次判定、主治医の意見書及び特記事項により医師、歯科医師、保健師等で組織する介護認定審査会で総合的に判定される。
- ・一次判定はコンピュータで要介護認定等基準時間を推計し、その時間に応じた要介護状態区分と判定される。
- ・基準時間が短く、心身機能の改善の可能性が高い場合は要支援、介護を要する場合には要介護となる。
- ・要介護1と要支援2は基準時間が同じだが、心身の状態が不安定な場合や認知症が進行している場合には、要介護1と判定される。
- ・海老名市の要介護認定者は年々増加しており、傾向としては、軽度者が増加し、重度者が減少している。
- ・海老名市の第1号被保険者に対する認定者の割合は、全国計、神奈川県計と比べ低い数値となっている。

委員:要介護認定の申請から判定まではどの程度時間を要するのか。

→(事務局) 国の基準では30日以内とされている。

しかし、主治医の受診が遅れる場合や状態が不安定で訪問調査が行えない場合等、30日を超え、40～50日かかるケースもある。

現在、30日以内に判定できるものが約4割となっており、認定にかかる日数の平均は45日程度である。

委員:特別養護老人ホームにつき、待機者がある状況が続いている。重度の認定者が待機している一方、軽度の認定者が入所している現状があると聞く。

今後の制度改正で要介護3以上でないと入所できなくなるというが、今後ますます、入所できる方とできない方の差が開くのではないかと憂慮している。

→(事務局) 海老名市内には現在7か所、413床の特別養護老人ホームがあり、更に、第5期中に社家に100床の特別養護老人ホームの整備を行う。現在述べ300人程度の待機者がいる状況だが、この整備により待機者は減少するものと見込んでいる。

また、第6期の整備については今後検討をしていく。

国の介護保険法の改正案については、参考資料のとおり、特別養護老人ホーム入所者は原則要介護3以上に限定される見込みである。しかし、要介護1・2の場合でも、一定の場合には入所可能となるため、特別な医療的措置が必要な場合や重度の認知症の場合は、入所が可能であると思われる。

委員:要介護4、5の認定者の在宅と施設の割合は。

→(事務局) 後日データとして提供する。

(2) 第6期えびな高齢者プラン 21 策定委員会委員の推薦について

(資料2、資料3、資料4、参考資料により事務局説明)

- ・介護保険事業(支援)計画(えびな高齢者プラン 21)は、保険給付の円滑な実施のため、3年を1期として策定するものである。
- ・国の基本指針をベースに策定する。2月国会提出予定の介護保険法の改正後、詳細は政令、省令を待つことになる。
- ・計画の内容としては、区域の設定及び介護サービス量、区域毎の地域密着型サービスの必要定員総数並びに地域支援事業の量の見込み等となる。
- ・介護サービス量の見込みを基に介護保険料を設定し、当協議会にもそれを諮問させていただく。
- ・海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱第4条第2項により当協議会からの委員1名の推薦をお願いしたい。

委員:地域での活動に取り組まれており、介護だけではなく、高齢者福祉全体に通じておられることから、吉野委員にお願いしてはどうか。

委員：民生委員等を歴任されており、適任である。吉野委員を推薦する。

吉野委員：了解。ご推薦をいただいたので、務めさせていただきます。

(3)その他

次回会議は、4月末から5月中旬頃を予定。

6. 閉 会（山川副会長）

委員の方々におかれましては、多様な視点からのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

新たに委員に久田委員がご就任されました。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

吉野委員におかれましては、協議会を代表して、高齢者保健福祉計画策定委員をお願いいたします。

我々の任期もあと1年となり、第6期の介護保険事業計画の策定に当たり、サービス総量や介護保険料の諮問、答申等、来年度は5回の開催が予定されています。

今後とも皆様よりさまざまな視点からのご意見をいただきたいと思っております。

本日は、どうも、ありがとうございました。

以 上